

中央市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成26年12月

中央市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび関係機関の連絡体制を構築し、「中央市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置した。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・南甲府警察署交通課
- ・国土交通省甲府河川国道事務所
- ・山梨県中北建設事務所
- ・小・中学校校長会会長
- ・小・中学校教頭会会長
- ・P T A連絡協議会会长
- ・中央市総務課長
- ・中央市建設課長
- ・中央市農政課長
- ・中央市教育委員会教育長
- ・中央市教育委員会教育総務課長

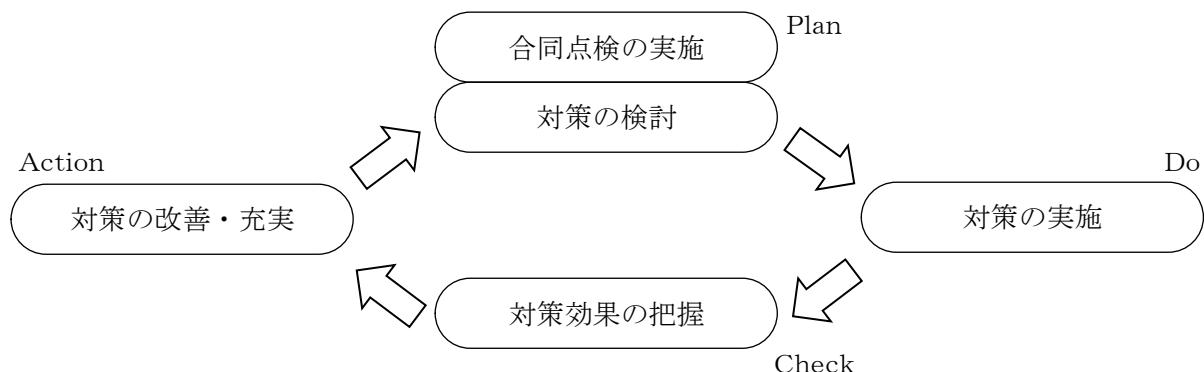
3. 取り組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続的にするとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行ないます。

これらの取り組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施をし、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



（2）定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内全域を2年に1回、合同点検を実施します。実施時期は各小学校で実施されるPTAの通学路安全点検が終了する11月頃に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会で重点課題に関係する機関により合同点検を実施します。

（3）対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（4）対策の実施

- ・対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係機関と連携を図ります。

（5）対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため

- ・地域住民へのアンケートの実施
 - ・車両と歩行者の距離を測定
- など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（6）対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

3. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。